

## 審査基準

### ○ 国外運転免許証の交付（第107条の7第3項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第107条の7第3項
処分の概要	国外運転免許証の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付)、 道路交通法施行規則第37条の8(国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10(国外運転免許証で運転 することができる自動車等の指定)
審査基準	
標準処理期間	1～12日 (運転免許センター 1日、警察署 12日)
申請先	運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係
決裁区分等	交通部運転免許課長